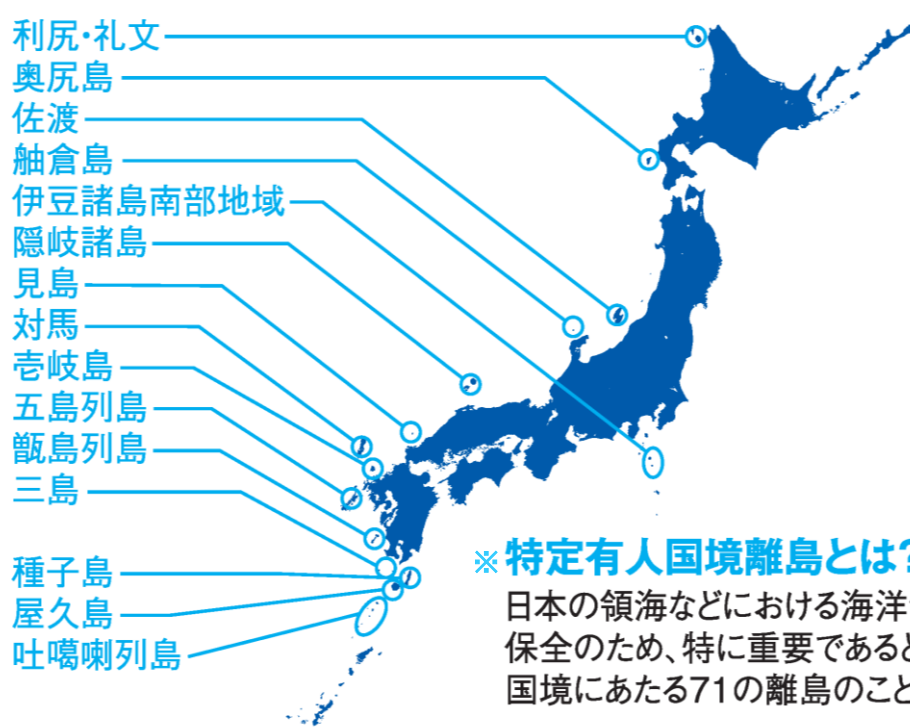


令和8年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 -佐渡市雇用機会拡充事業補助金-

公募要領

特定有人国境離島



特定有人国境離島地域※における民間事業者等の雇用拡大に伴う、
創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

※本公募は、令和8年度の予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に協議を行うものです。また、公募は年1回（4月1日採択分のみ）の予定ですのでご注意ください。

令和7年10月 佐 渡 市

目 次

1 事業目的	1
2 事前相談及び事前協議書の提出について	1
3 個別相談会の実施について	2
4 補助対象者	2
5 事業に関する要件	3
6 雇用に関する要件	4
7 事業計画期間	5
8 補助対象経費	6
9 補助対象経費の上限額	7
10 事業計画書の作成	7
11 一次審査及び二次審査の実施並びに選定基準	8
12 補助金の返還及び財産処分の制限について	11
13 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	11
14 調査への協力及びイベント参加について	12
15 佐渡ビジネスコンテスト2026	12
16 応募手続	13
17 審査会後の流れ	13
18 お問い合わせ	13
19 公募スケジュール(予定)	14
(別表)雇用機会拡充事業の対象経費一覧	15
雇用機会拡充事業事前セルフチェック	17
記入例	
・佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票	18
・事前協議に係る提出書類一覧	19
・雇用機会拡充事業補助金交付申請にかかる事前協議書	20
・事業実施予定地の位置図	21
・事業計画書	22
参 考	34

I 事業目的

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を、予算の範囲内で補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で71の離島が指定されています。

2 事前相談及び事前協議書の提出について（必須）

(1) 事前相談について

応募にあたり、計画内容の事前相談や注意事項の説明を行います。

補助金の応募を希望する方は、事前に必ず相談を受けてください。

※ただし、過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続（2年目以降）の申請をされる場合は、参加不要です。

日 程：令和7年11月4日（火）～令和7年11月14日（金）
場 所：佐渡市役所 地域産業振興課
※会場に直接来られない方はリモートでの相談も可能です。
相 談 時 間：1事業者につき30分以内
持 参 するもの：『佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票』（P18参照）
申 込：**事前に電話予約をしてください。**
佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係
（電話 0259-67-7863）

(2) 事前協議書の提出について

雇用機会拡充事業補助金の申請を希望する事業者は、『P19事前協議に係る提出書類一覧』を確認し、以下の受付期間内に提出してください。

※本補助金のスケジュールを必ずご確認ください。（P14参照）

※過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続（2年目以降）の申請をされる場合も、提出必須になります。該当する事業者には別途ご連絡します。

●事前協議書受付期間

令和7年11月26日（水）～令和7年12月12日（金）午後5時30分 まで

※受付期間を過ぎての受付はできませんので、お早めにご提出ください。

3 個別相談会の実施について（希望者のみ・事前予約制）

事業計画への専門的なアドバイスを希望する事業者に対し、中小企業診断士等による個別相談会を実施します。

希望者は、以下の提出書類に必要事項を記入の上、事前にお申し込みください。

※相談件数に限りがあり、受付は先着40名までとさせていただきます。

●相談会日程

日 時：令和7年11月26日（水）～28日（金）のうち1事業者45分

※相談日時は、先着順により調整させていただき、後日メールにて連絡いたします。

会 場：佐渡市役所内会議室 ※リモート参加も可

申 込 期 限：令和7年11月14日（金）

提 出 書 類：『佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票』（P18参照）

提 出 先：『P13 問合せ先』までメール又は持参で上記申込期限までに提出願います。

4 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、以下の①～③のいずれかに該当する者としてします。

- ① 佐渡市内において創業※1する者（事業を承継する者を含む）
- ② 佐渡市内の事業所において、事業拡大※2を行う者
- ③ 主として佐渡市の商品・サービス等の販売を目的として、佐渡市以外の地域において創業する者

※1 「創業」とは、

・個人開業又は会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）

※事業計画期間中に「開業届」の提出がなされたことをもって、新規創業を確認します。

・既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）

ただし、設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

※2 「事業拡大」とは、

・既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

・市内に事業所を有しない事業者が市内において事業拡大を行う場合、佐渡市税務課へ法人市民税の申告が必要なケースがあります。

・上記に該当する場合は、事業所開設の確認に、税務課へ提出した「法人市民税設立・設置・異動

等申告書」の写しを提出いただきます。

その他、雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

5 事業に関する要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること

具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすこと

イ) 創業の場合

事業実施後、概ね3年又は計画期間が終了する日のいずれか遅い方の日までに従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれること

ロ) 事業拡大の場合

売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること

ハ) 佐渡市以外の地域において創業する者の場合

計画期間内に当該事業者と直接取引のある佐渡市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること

② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること

③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること

●留意事項

・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。

・ 地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。

・ 交付決定日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。

6 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、佐渡市における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに雇用※1し、計画期間終了後もその雇用を継続していただく必要があります。

※1 所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者※2を雇用人数の最小単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。また、新たな雇用と認められる者は、佐渡市に住民登録している者に限ります（生活の本拠が市内にある者であり、住民登録した住所に居住実態がない場合は対象外）。

※2 「常用雇用」とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 佐渡市に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
ただし、その場合、事業年度を含め3ヶ年度以内に、さらに新たな雇用（1名以上）を創出していただく必要があります。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 交付決定日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
ただし、事業開始前に週20時間未満の勤務を行っていた従業員が、事業開始後に週20時間以上の勤務を行なうこととした場合は、「新たに雇用した者」に該当します。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業計画期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりません
のでご留意ください。

※ 補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認や雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行いますのでご留意ください。

- ⑦ 新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができます。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後、概ね1カ月以内のものに限ります。
- ⑧ 事業実施者は労働基準法を始めとする各種法令を遵守し、雇用保険や社会保険への加入など、必要な手続を確実に行ってください。

7 事業計画期間

令和8年度_事業計画期間

交付決定日(令和8年4月1日 ※予定) から令和9年2月28日

上記期間までに、計画した事業の全てを完了してください。

契約や取得、支払いなどが事業計画期間外の場合、全事業が対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

●『複数年度申請』について

佐渡市では、以下の類型(①、②)のいずれかに該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、複数年度(最長で5年間)の事業計画の申請を受け付けることとしています。

ただし、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、補助金交付の可否は年度ごとに判断※1することとなりますのでご注意ください。

※1 毎年度ごとに、審査・交付申請・実績報告を行っていただきます。

- ① 佐渡地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容(島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例:島の産品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等)に合致する事業
- ② 「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す方向性に合致し、指標、基本目標等の達成に大きく寄与するものと認められる事業

※「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は佐渡市のホームページに掲載しています。

＊複数年度申請の場合、事業実施者による事業が次に掲げる事由（イ～ニ）のいずれかに該当する場合には、原則として翌年度以降の補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

イ) 事業者の事業所全体における雇用者数が、補助金交付決定日の前日の雇用者数を下回っている場合

ロ) 補助金交付決定日の前日を基準日として、計画期間中の雇用人数が毎年1人以上でない場合。ただし、計画を前倒して雇用した場合は、この限りではない。

例) 計画年数が R8年度～R10年度の3か年の場合（3人以上の雇用が必要な場合）

・R8:1人、R9:1人、R10:1人⇒OK

・R8:2人、R9:0人、R10:1人⇒OK

・R8:0人、R9:2人、R10:1人⇒NG

ハ) P5①及び②のいずれの要件も満たす見込みがない場合

ニ) 事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（本補助金を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と算入できる経費）を上回って黒字となる場合

また、国の交付金事業が終了した場合には、受け付けた事業計画期間に関わらず、以降の補助金の交付ができなくなる場合があります。

※平成 29 年度から開催された特定国境離島地域社会維持推進交付金は、10年間（令和 8 年度）までの時限立法となります。

8 補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、『P15,16（別表）雇用機会拡充事業の対象経費一覧』のとおりです。

補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。

事業の実施に当たっては、以下の①～⑦に留意してください。

① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定して下さい。

- ② 交付決定日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。また、事業計画期間内に契約、取得及び支払いを完了させてください。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及び汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については、対象となりません。
- ⑦ 補助対象経費のうち、補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分が含まれ、補助事業者の利益となると認められる場合は、利益相当分補助対象経費から除外してください。

9 補助対象経費の上限額

補助対象となる経費は事業計画期間1年度あたり、下表の「① 区分」ごとに応じ、「② 補助金の上限額」に記載された額となります。

事業実施者は、補助対象経費の4分の1以上の額は自己負担する必要がありますので
ご注意ください。

① 区 分	補助対象経費の上限額	② 補助金の上限額
I 創 業	600 万円	450 万円
III 事業拡大	1,600 万円	1,200 万円
IV 設備投資を伴わない事業拡大※ ¹	1,200 万円	900 万円

※¹ 設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

* 補助金交付申請額は、計画書の「3. 当該年度に係る交付対象経費明細」の消費税抜合計額の 3/4 の額（千円未満切捨）となります。（P27 参照）

10 事業計画書の作成

事業実施者は、佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業計画書に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について留意しながら記載し提出して下さい。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後から3年後まで(これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで)以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成していただきます。

- ① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
- ② 経常利益(営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの)
- ③ 売上高

2) 新潟県計画との整合

新潟県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成 28 年法律第 33 号)第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第 10 条に規定する新潟県計画(「新潟県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」)を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載していますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について記載する必要があります。(県計画 P24~30を参照し記載してください。)新潟県計画につきましては、新潟県のホームページに掲載しています。

※採択後は、作成した事業計画に基づき事業を遂行いただくことになります(採択後の事業計画の変更は原則認められません)ので、正確な事業計画の策定を心がけてください。

11 一次審査及び二次審査の実施並びに選定基準

事業実施者からの事前相談を経て事業計画等の提出書類の申請を受け、要件の確認をした上で、佐渡市において一次審査(以下「書類審査」という)及び二次審査(以下「審査会」という)を開催し、最終的に佐渡市長が交付決定を行います。

審査会には、書類審査を通過した事業実施者のみが参加できます。

審査会では、原則として申請事業者からプレゼンテーションを行っていただきます。

書類審査及び審査会は以下の①~④の観点から行われます。

※過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続(2年目以降)の申請をされる場合は、原則書類審査のみになりますが、必要に応じて、審査会によるヒアリング審査を行うなどして、継続の適否を判定します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。

また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

② 事業性、成長性、継続性の判断

イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ) 既存事業の実績又は新事業を開始するにあたってのノウハウの蓄積が事業計画書から読み取れ、安定的な事業運営が見込まれること。

ニ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業への趣旨の合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準(ア～オ)を踏まえて行います。

(ア) 佐渡市外の需要を取り込み、佐渡市内の経済及び雇用を拡大させる事業であること(代表的な例:佐渡市を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に佐渡市外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの)

(イ) 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業であること

(ウ) 佐渡市以外の地域から事業所を移転して行う事業、佐渡市以外の地域から移住して創業する事業など、佐渡市への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること

(エ) 佐渡市外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用

したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、佐渡市内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があること

- (オ) 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (wi-fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業であること

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

補助金が実際に支払われるのは、事業完了後（契約や取得、支払いなどの確認した後）の実績払いになります。

事業計画書の「4-1. 事業計画に係る資金計画」の補助金交付までの手当については確実に記載してください。

●留意事項（補助対象外となる事例）

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下の「イ～ホ」のような事業については補助金交付の対象としないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

- イ) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- ロ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- ニ) どのように対価を得て事業を営むか不明な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- ホ) 他の補助金で実施したほうが明らかに適切であると思われる事業

12 補助金の返還及び財産処分の制限について

計画した雇用人数を満たさない場合については、補助金の全て又は一部の返還が生じる場合があることに十分ご注意ください。

また、次のいずれかに該当した場合は、補助金の支払いが完了した後であっても交付決定の取り消し又は変更を行い、補助金の全て又は一部の返還が生じることにご注意ください。

- ① 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助金の交付決定に付された条件（例：雇用計画の達成等）に違反したとき
- ③ その他、市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき

また、補助事業で取得又は効用を増加した財産^{※1}を処分^{※2}する際は事前に市長の承認が必要となる場合があります。処分の方法によっては補助金の返還が生じるため、必ず事前に市へ報告してください。報告が無い場合は上記②等の理由により交付決定取消となる場合があります。

上記の要件は補助事業終了後も適用されます。

※1 耐用年数を超えた財産も含みます。

※2 財産の処分とは補助目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保への共用、取り壊し又は廃棄することをいう。

13 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

本補助金と併せて、別途、国（内閣府）の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業により、指定金融機関から利子補給により無利子（低利）融資が最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額 7,200 万円が受けられる可能性があります。

佐渡市内で本制度を活用できる金融機関は以下のとおりですので、利用を検討される方は、金融機関へ直接お問合せください。

- ・(株)第四北越銀行 ・(株)大光銀行 ・新潟県信用組合
- ・新潟大栄信用組合 ・新潟県労働金庫 ・佐渡農業協同組合
- ・東日本信用漁業協同組合連合会

14 調査への協力及びイベント参加について

採択を受けた事業者は、国及び市からの調査に協力すること。なお、この調査のうち毎年行う調査は事業終了後 3 年程度を予定していますが、雇用実績等が未達成の場合はこの限りではありません。その他、随時行う調査は過去の全採択事業者が対象となり得ます。

また、採択事業者支援の一環として市が実施する事業者間の交流を目的としたイベントには原則参加すること。なお、イベントの実施日については実施の 2 カ月前までに周知する予定です。

15 佐渡ビジネスコンテスト 2026

本補助金を申請される方は、併用して、『佐渡ビジネスコンテスト 2026』の応募が可能です。

<応募資格>

- ◆令和8年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金公募要領を満たしていること
- ◆創業ないし起業後15年未満のスタートアップ企業であること
- ◆佐渡市で開催される「本選プレゼン会」に参加できること（交通費は自己負担）

<入賞者特典>

グランプリを含む入賞者（3 者）には、以下の特典が受けられます。

- ◆令和8年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金への優遇措置（グランプリ受賞者）
- ◆令和8年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金の審査会にて加点（グランプリを除く入賞者）
加点点数：ビジネスモデル部門は5点、課題解決型ビジネスモデル部門は10点
- ◆新潟イノベーションベース（NIIB）による活動支援
- ◆サテライトオフィス等への入居支援
- ◆ベンチャー支援ファンド等とのマッチング
- ◆事業計画の策定、資本政策等についての専門的な経営指導等
- ◆事業の伴走支援、フォローアップ

『佐渡ビジネスコンテスト 2026』の開催概要や、募集するビジネスプラン等の詳細につきましては、下記公式 Web サイトをご確認ください。（10 月末公開予定）

URL : <https://sado-business-contest.com/>

16 応募手続

雇用機会拡充事業の事前協議に必要な書類・手続については、以下のとおりです。

- (1) 提出書類：本要領『P19 事前協議に係る提出書類一覧』のとおり
- (2) 提出先：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係 あて
- (3) 提出方法：郵送 又は 持込みとします。電子媒体についてはメールとしますが、
添付ファイルが 10 個以上又は添付ファイルの容量が 5MB 以上の
場合はメール便等のサービスによりご提出ください。
※提出期限必着です。
- (4) 受付期間：令和7年11月26日(水)～12月12日(金)
※締め切り日の 17:30 必着
※過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続(2年目以降)の
申請をされる場合の受付期間は、別途対象者にお知らせします。

17 審査会後の流れ

事前協議書の認定を受けただけでは、本補助金の申請をしたことにはなりません。

選定された事業者は、4月上旬頃に正式な交付申請書を提出していただきます。

佐渡市の交付決定を受けた後に、事業への着手が可能となります。

※ 詳細は、『P14公募スケジュール(予定)』を参照ください。

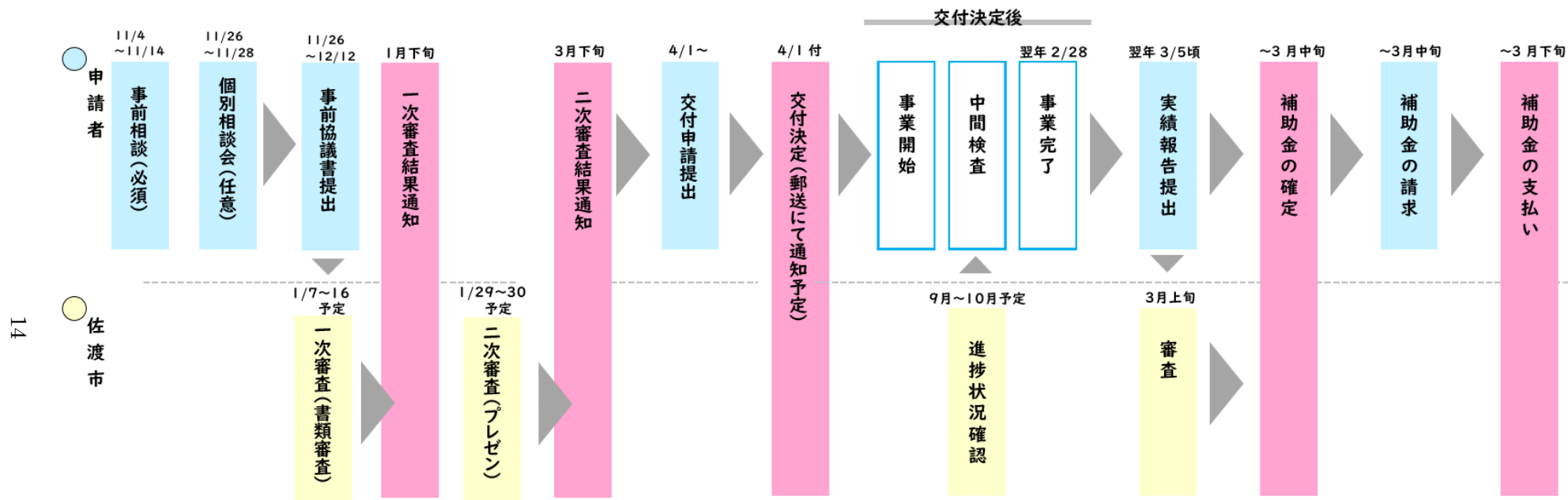
18 お問い合わせ

佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係

電話 0259-67-7863

E-mail : ko-kakujyu@city.sado.niigata.jp

19 公募スケジュール（予定）



雇用機会拡充事業の対象経費一覧

対象経費	内 容
1) 設備費、システム 費又はこれらに係 る減価償却費	●創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費(設置、据付工事を含む) ●創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費 ●上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ●上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 ●上記に係る減価償却費 注 1) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注 2) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。 注 3) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につなげる経費は対象になりません。
2) 改修費又はこれに 係る減価償却費	●事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費(増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。) ●創業又は事業拡大に伴い市内で新たに雇用する従業員の居住の用に供する建物及び建物附属設備の改修費(増築や改築を含む。代表者、役員及びその親族(三親等以内)が居住の用に供する場合を除く。) ●上記に係る減価償却費 注 4) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につなげる経費は対象外です。
3) 広告宣伝費	●広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ●商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費(調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等) ●創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人にかかる費用(求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用等)
4) 店舗等借入費	●創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗(物販店舗、飲食店等)のテナント料(店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。)
5) 人件費	●創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金(事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。) ●創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金(事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。) ●給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上

	限とする。 注 5) 代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。
6) 研究開発費	●商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
7) 島外からの事業所移転費	●佐渡市外から佐渡市内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費
8) 従業員の教育訓練経費	●従業員の資格取得（佐渡市内で取得できないもの）・研修・講習受講に係る経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注 6) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。
9) 感染防止対策費	●新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必要な経費（消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用等）

※取得価額が3万円未満の物品については、原則、補助対象外です。ここでいう取得価格とは支払いの総額ではなく物品一つあたりの単価(税込)のことを言います。また、感染防止対策費については、3万円未満でも対象となります。

※車両の購入や、PC の購入など汎用性の高いものは原則対象外となりますが、事業を実施する上で、必須と判断できるものについては対象となり得ます。

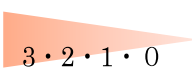
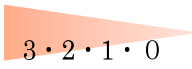
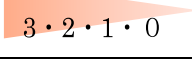
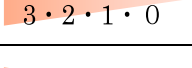
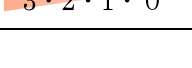
※旅費は原則「6 雇用に関する要件」を満たす新たに雇用した従業員に係る経費のみが対象となります。

雇用機会拡充事業事前セルフチェック

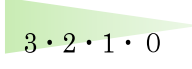
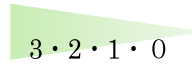
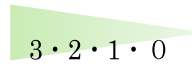
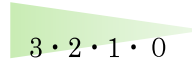
◆ 事業適合のチェック【1～5のうち、一つでも該当すると適合しません】

項 目		チェック
1	島内の同業他社との差別化を図ることが難しいサービス又は商品に係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねない事業である	☐
2	短期的な需要や官公需要のみを当て込んだ事業である	☐
3	どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託によって業務を行う事業である	☐
4	他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業である	☐
5	これまでの事業に支出していた経費の肩代り、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業である	☐

◆ 事業の妥当性チェック

項 目		チェック
6	雇用が確実に確保される見込みがあり、事業計画終了後も継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがある	 3・2・1・0
7	ターゲットとする顧客や市場が明確で、ニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しに妥当性・信頼性がある	 3・2・1・0
8	商品のコンセプト及びその具現化までの手法やプロセスが明確で、販売先等の事業パートナーが明確である	 3・2・1・0
9	助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高い	 3・2・1・0
10	自己資金、金融機関からの資金調達が十分に見込める	 3・2・1・0

◆ 審査ポイントのチェック

項 目		チェック
11	島外の需要を取り込み、島内全体の経済及び雇用を拡大させる事業である	 3・2・1・0
12	離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品、サービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	 3・2・1・0
13	島外から事務所を移転して行う事業、島外から移住して創業する事業など、島内への転入者数の増加に直接的な効果があることが明確な事業である	 3・2・1・0
14	島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用するなど、島内に働き手を呼び込み、安定的な雇用を創出する効果がある	 3・2・1・0

1 相談事業者

ふりがな 相談者名	かいよう いちろう 海洋 一郎	個 別 相 談 希 望 日 時 (任意)	○第一希望 令和7年11月27日 午前・午後 (ZOOM・対面) ○第二希望 令和7年11月28日 午前・午後 (ZOOM・対面) ○第三希望 令和7年11月29日 午前・午後 (ZOOM・対面) ※時間の指定はできません
ふりがな 事業所名	かぶしきがいしゃ ゆうじんりょう 株式会社 有人離島		
(本 社) 所 在 地	〒000-1234 ●●県**市123		
連 絡 先	電話 XXX-123-4567 FAX XXX-123-4568	E-mail	kaiyo@XXX.co.jp

※ 個別相談会の日時は先着順により調整させていただきます。連絡先は相談者の連絡先を記載ください。

2 事業計画

項 目	相 談 内 容				記載説明	
事業区分	1 創業 ② 事業拡大 3 佐渡地域外の創業 (☒ 佐渡ビジネスコンテスト 2026 参加)				該当する事業区分の番号を○で囲んでください。	
事業実施地	●●県**市456				事業実施予定の所在地(住所)を記載してください。	
事業内容	現在、有機栽培にこだわった野菜の栽培し、野菜の販売や島内加工事業者に依頼しジュースを製造しているが、製造量や商品の種類も少なく、かつ、販売も島内店へ卸しているのみである。 今後、島内の有機野菜のおいしさを島外者へも知ってもらうため、自家栽培の安心安全な有機野菜を自分で加工し製造・販売するための設備投資を行う。				検討されている事業の業種や事業内容を記載ください。 なお、事業拡大の場合は現在の事業との関連性(新規事業又は拡大など)を記載ください。	
資金計画	事業全体に必要な経費		左記経費のうち補助経費		検討されている事業全体に係る資金計画を記載してください。	
	設備経費	13,458 千円	設 備 費 改 修 費	10,158 千円 3,300 千円		
	そ の 他 経 費	8,121 千円	広 告 宣 伝 費	605 千円		
			店 舗 等 借 入 費	1,056 千円		
			人 件 費	5,800 千円		
			研 究 開 発 費	660 千円		
			事 務 所 移 転 費	千円		
			教 育 訓 練 費	千円		
			感 染 防 止 対 策 費	千円		
	合 計	21,579 千円	合 計	8,121 千円		
雇用計画	現 雇 用 数	5 人 ※事業拡大の場合のみ記入				制度活用による雇用(週20時間以上の常用雇用)創出人数の見込数を記載してください。 なお、事業拡大の場合は現在の雇用人数も記載してください。
	本事業実施にあたっての雇用創出見込数	1年目	3 人	4年目	0 人	
		2年目	1 人	5年目	0 人	
		3年目	1 人	合 計	5 人	

【事前協議に係る提出書類一覧】

1 申請者名(団体の場合は団体名称、個人の場合は氏名を記入してください。)

2 提出書類一覧【各1部及び電子データ】

電子データの提出にあたってはファイル名を「書類番号-連番_書類名」として整理して提出してください。
書類番号は以下の一覧表記載の番号、連番は同じ書類番号で2つ以上の書類がある際に記入してください。
(例)審査会のプレゼンテーション資料の2つ目の資料の場合⇒「3-2 審査会に係るプレゼンテーション資料」

提出書類			提出形態	申請者チェック欄	
				書類	電子データ
共通	1	佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請にかかる事前協議書	原本		
	2	事業実施予定地の位置図	原本		
	3	佐渡市雇用機会拡充事業_事業計画書	原本		
	4	審査会に係るプレゼンテーション資料 ※プレゼンテーションは10分を予定しています。	原本		
	5	直近の佐渡市が発行する納税証明書(佐渡市提出用) ※申請日から1か月以内のものに限る ※ 佐渡市内に新たに事業所を設立する予定の申請者は、法人の場合は国税の滞納がないことの証明書(その3の3様式)、個人の場合は、住民登録等がある自治体から滞納がないことの証明を取得してください。	写		
	6	見積書 ※申請日時点で有効期限のあるものに限る (単価20万円以上のものは2社以上、20万円未満のものは1社の見積書を提出)	写		
	7	購入予定の設備等のカタログなど	写		
	8	その他、積算明細書など経費詳細のわかる資料(任意様式)	写		
	9	(他の補助金も利用する場合のみ) 補助対象経費がわかる内訳書	写		
	10	(改修費を補助対象経費とする場合のみ) 改修する箇所の状況が確認できるもの 【予定する建物の位置図、改修内容が分かる図面、改修前写真】	原本		
	11	住民票【法人の場合は履歴事項全部証明書】 ※ 応募者が個人事業者かつ市外の場合は、事前協議書を提出する時点で住民登録がある自治体で取得してください。	写		
創業	12	開業届 ※ 令和7年4月1日事業採択後に提出 (申請前に開業届を提出した場合、創業での申請はできませんので、ご注意ください。)	写		
事業拡大	13	開業届又は法人の履行事項全部証明書等の創業時期の確認できる書類	写		
	個人	14 直近の確定申告書一式 ※ 税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式	写		
	法人	15 過去3年分の決算書(表紙、貸借対照表、損益計算書) ※ NPO法人の場合は、過去3年分の事業報告書、貸借対照表	写		
該当者のみ	16	法人市民税設立・設置・異動等申告書 ※ 佐渡市内に新たに事業所を設立する場合に、令和7年4月1日事業採択後に提出	写		

令和 7 年 11 月 26 日

佐渡市長 様

申請者

住 所 ●●県**市 123

事業所名 株式会社 有人離島

職・氏名 代表取締役 離島 有子

（団体の場合は団体名及び代表者名）

雇用機会拡充事業補助金交付申請にかかる事前協議書

雇用機会拡充事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

補助事業の内容	農産加工品を製造・販売するための設備投資を行う
補助金交付申請額	12,000,000 円
事業計画期間 ※ 右の該当項目を選択し、複数年度を選択した場合は終了年度を記載	☐ 単年度申請（年度のみ） ☒ 複数年度申請（令和 8 年度～令和 10 年度）

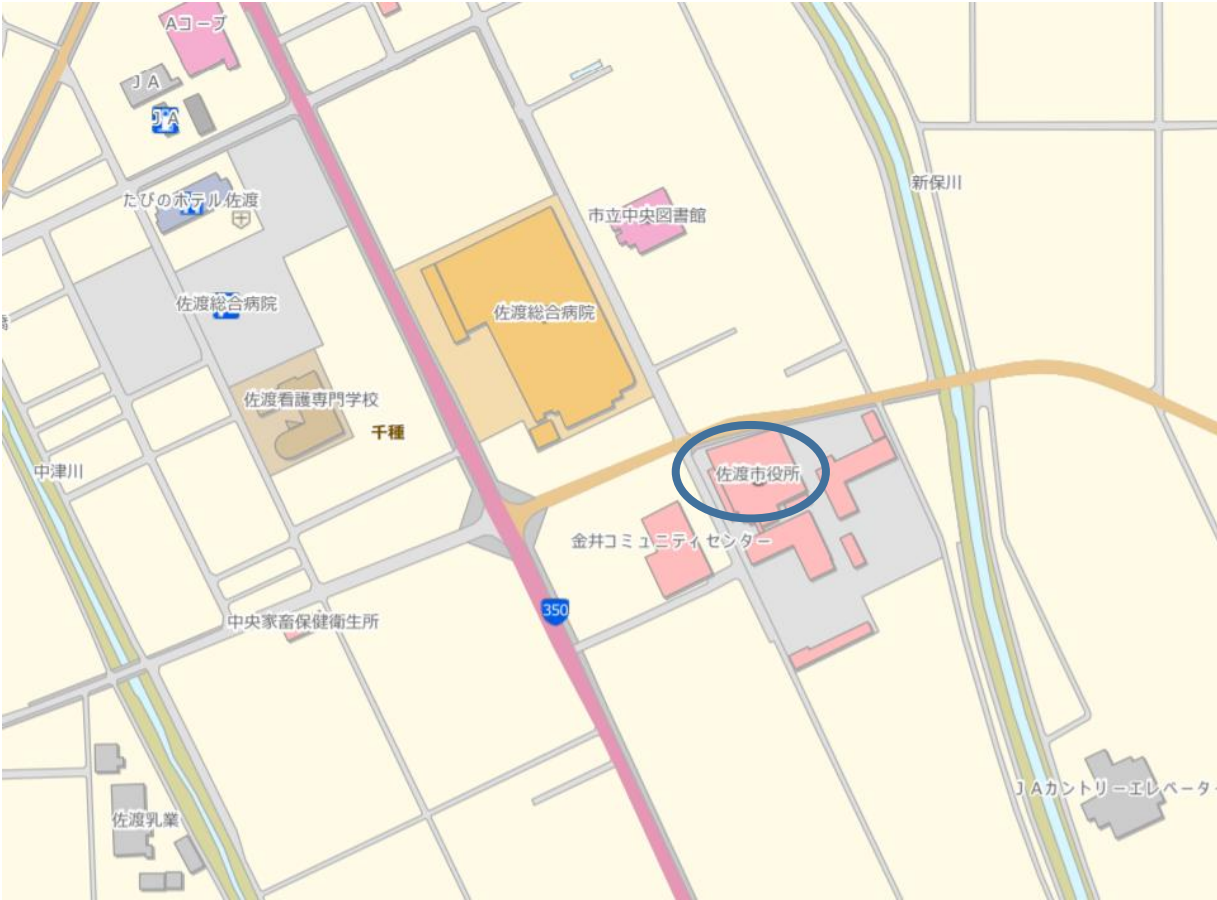
【添付書類】

- 1 事業計画書
- 2 その他必要な書類

【交付申請額】

事業計画書「3. 当該年度に係る交付対象経費明細」の消費税抜合計額の 3/4 の額(千円未満切捨)が補助金交付申請額となります。

事業実施予定地の位置図

【事業実施予定地住所】 〒 9 5 2 - 1 2 9 2 佐渡市千種 2 3 2 番地	【予定地の確保状況】 ※いずれかに✓ ☒ 確保済(契約済) ☐ 確保見込あり ☐ 確保済(自己所有) ☐ 未定
【周辺位置図】 	

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金／雇用機会拡充事業
事業計画書(佐渡市)

記入日: 令和 X 年 X 月 X 日

1. 申請者概要(※1)

ふりがな 事業者名	ゆうじんりとう 株式会社 有人離島	区 分	☒ 法人 ☐ 個人
ふりがな 代表者職・氏名	りとう ゆうこ 代表取締役 離島 有子	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 55 年 1 月 23 日(41 歳)
(本 社) 所在地	〒XXX-XXXX ●●県* *市▲▲町 123	TEL	XXX-123-4567
		FAX	
担当者連絡先	(氏名) 海洋 一郎 (E-mail) kaiyo@XXX.co.jp (TEL) XXX-123-4567 (FAX) XXX-123-4568		
現在行っている 事業の概要 (※2)	設立(創業): 平成 XX 年〇月、親から事業承継(平成 XY 年〇月、法人化) 事業の概要: ●●県▲▲島にて、トマトを主とした野菜の有機栽培を行っている。		
資本金又は 出資金 (※2)	5,000 千円	事業者全体の雇用者数 (週 20 時間以上勤務する 雇用者数、役員を含む) (※2)	5 人
		うち、特定有人国境 離島地域全体におけ る雇用者数	5 人
職歴(※3)	年 月 年 月 年 月		
過去の申請の 有無	☐ 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する ☐ 現在、雇用機会拡充事業を実施中である(年度目) ☒ 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある		

(※1) 事業計画書提出時点の情報を記載してください。

(※2) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

(※3) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	☐ 創業 ☒ 事業拡大 ☐ 特定有人国境離島地域外の創業 (佐渡ビジネスコンテスト 2025 ☒ ビジネスモデル部門 ☐ 課題解決型部門)	
事業計画期間 (※1)	(事業開始日) 令和 8 年 4 月 1 日 ~ (事業終了日) 令和 11 年 2 月 28 日	
雇用創出人数 (※2)	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数(週 20 時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む)	5 人
新たな雇用者としてカウントできるのは、佐渡市内に住所がある雇用者です。また、「6. 雇用達成計画」の人数と整合させてください。	☒ ア 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である	
	☐ イ 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	
	☐ ウ 特定有人国境離島地域以外からの地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	☐ エ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	☐ オ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (wi-fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要 (※4)	1. 既存事業の概要(※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。) 平成 XX 年〇月に●●県▲▲島において家業の農家を継ぎ、有機栽培にこだわった農業を営んでいる。平成 XY 年〇月に株式会社化した。主にトマトを主軸に季節の野菜を育てており、育てた野菜は、島内向けの販売だけでなく、島のブランド品として JA 等を通じて島外にも幅広く販売している。また、一部の野菜は島内で加工を行っている事業者へ依頼し、ジュースやピクルスなどに加工され、土産物として販売されている。 2. 新たに拡大する事業の概要 事業所の場所 ・離島名: ▲▲島 ・所在地: ●●県 * * 市 ▲▲町 456	

※次の [] のポイント等に留意して、記入してください。
※記載欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加してください。

事業概要

○事業(創業または事業拡大)の概要について記入してください。

※佐渡市内の事業所において行う事業について記入すること

・誰に対して、どのような商品、サービス等を、どこで、どのような方法で提供し、収益を得る事業なのか、商品・サービスの特徴(競合他社との差別化、セールスポイント)や自社の強み(独自のノウハウや技術、経験)などを踏まえて記入してください。

・事業実施にあたって必要となる各種許認可、資格等があればその旨記入してください。(既に取得している、または今後取得予定のもの)

※専門用語については、一般化して文言を変更したり、注釈を入れたりして説明すること

雇用創出効果

(1)雇用するものの業務内容

○「5. 事業スケジュール」及び「6. 業績評価指標及び雇用達成計画」に記載のある新規雇用者の通年で最も標準的と思われる業務内容を記入してください。その他の従業員の業務内容も説明に必要であれば記入できますが、その際は新規雇用者との区別がつくように記入してください。

・事業概要に記載のある業務のどの部分を新規雇用者が行うかが分かるように記入してください。雇用を計画していても内容が不明瞭な雇用に関しては、審査の採点対象となりません。

・週 20 時間以上の雇用が可能であることが分かるように記載してください。例えば飲食店であれば、開店準備 1 時間+ホール業務 3 時間×週 5 日=20 時間/週等。

・業績指標により雇用人数が増加していく計画の場合は、その関連性が分かるように記入してください。例えば業務受注による顧客対応の場合は初年度は契約件数が 20 件のため 1 名雇用、2 年目以降は 50 件の見込みのため 2 名雇用等。事業内容の進捗に伴い雇用人数が増加していく計画の場合はその関連性が分かるように記入してください。例えば初年度はランチ営業のみのため 1 名雇用、2 年目はディナー営業も開始するため 2 名雇用等。

(2)閑散期の対応策

○閑散期の時期及び閑散期にも雇用を維持するための対応策を記入してください。

・閑散期の雇用を理由に雇用契約を継続できない場合は本事業の対象となりま

せん。ただし、閑散期間が短期間であり通年で見れば平均週 20 時間以上の雇用が見込め、雇用も維持する場合はその旨を記載してください。

- ・閑散期は休業する場合は、その旨を記入してください。
- ・閑散期が無い場合はその旨と理由を記入してください。

背景(動機)、事業性、成長性、継続性等

(1) 背景(動機)

○事業実施にいたるまでの背景、経営理念等について記入してください。

- ・当該事業を始めたい理由や背景(地域課題や社会的ニーズなど)、また、当該事業を通して何を実現したいのかを記入してください。

(2) 事業性

○必要な売上・収益を確保し、継続していける事業であるかどうか、次のような内容を分かりやすく記入してください。

- ・ターゲットとする顧客や市場は明確か。(市場調査の状況…対象となる市場や顧客にはどのようなニーズがあり、今回の商品やサービスがいかにニーズにマッチしているかを説明)
- ・販売先等の事業パートナーが明確か。(商品やサービスの販売先等について説明)
- ・当該事業初年度(1 年目)の売上予測。(根拠となる数値[単価、人数等]を説明)
※統計データ、調査データなど具体的な数値を使って説明すること

(3) 成長性

○ターゲットとなる市場が拡大していく可能性があるか。また、今後、当該事業をどのように伸ばしていくのか、具体的な取組(事業プラン)について記入してください。

(4) 継続性

○事業拡大(量的拡大)の場合は既存事業の実績を用いて、また事業拡大(新事業)又は創業の場合は事業者及び創業者の保有するノウハウ等を用いて、事業の安定的な事業継続が可能である根拠を記入してください。

○補助金による経費負担がなくなっても、当該事業において収益、必要な人員を確保し、自立継続的に運営していくための取組(事業プラン)について、次のような内容を踏まえて記入してください。

- ・現状で想定できるリスクの洗い出し、対応策など
- ・当該事業2～3年目程度の根拠(単価、人数等)に基づく売上予測(統計データ等を活用)
- ・どのようにして必要な人材を確保するのか。(人材確保対策[UI ターン者の活用等]、人材確保の目処等を説明)

	(5)事業効果 ○当該事業を実施することにより、期待される効果(当該事業による地域課題の解決、地域経済の拡大、雇用創出効果など)について記入してください。 (6)収支計画 ○当該事業の売上予測(1年目から3年目までの推移など)を根拠となる数値[単価、人数等]を踏まえて記入してください。 ※詳細について別紙等で説明しても構いません。
事業内容と都道 県計画との整合 性、基本方針と の関連性	新潟県計画の「地域資源の活用・新たな産業の育成」に該当する。 ※『新潟県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画』P24～P30 を参照して記入してください。

- (※1) 交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。
- (※2) 申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。
- (※3) 最も合致する基準項目を一つ選択してください。
- (※4) 申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

3. 当該年度に係る交付対象経費明細(※1)

費 目	交付対象経費(単位:円)		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費	5,758,023	5,234,567	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫等
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費	3,300,000	3,000,000	加工場改修(排水整備等)
(3) 広告宣伝費	605,000	550,000	パッケージデザイン、展示会・商談会出展費用、ホームページ制作
(4) 店舗等借入費	1,056,000	960,000	加工場家賃(80,000円/月)×11月
(5) 人件費(※2)	5,800,000	5,800,000	常勤雇用 25万円/月×10月×2人 パート1000円/時×80H×10月×1人
(6) 研究開発費	660,000	600,000	新商品開発費
(7) 島外からの事業所移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
(9) 感染防止対策費			
合 計	17,179,023	16,144,567	

(※1) 当該会計年度の経費を記入してください。

なお、複数年度申請者については「7. 事業計画期間に係る経費」も併せて記載してください。

(※2) 人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

4-1. 事業計画に係る資金計画(令和8年度)

事業に必要な資金		金額(千円)	資金調達の方法	金額(千円)
設備 経 費 分	中古建物(加工場)	4,400	(1) 自己資金	3,579
	作業台、シンク	1,358		
	搾汁機、真空包装機、	3,300	(2) 金融機関からの借入 ①	6,000
	大型冷蔵庫	1,100		
	加工場改修(排水設備等)	3,300	(3) その他(親族からの借入、 本交付金以外の補助金等)	0
	交付金(補助金)以外の資金について、金融機関からの借入予定がある場合に記載してください。		(4) 本交付金(補助金)	12,000
(小計)		13,458	<補助金交付までの手当> 自己資金 2,000 金融機関からの借入② 10,000 その他(親族からの借入等)	
その 他 経 費 分	広告宣伝費	605		
	加工場賃料	1,056		
	人件費	5,800		
	試作品開発	660		
(小計)		8,121	合計額を一致させてください。	
合計		21,579	合計	21,579

(※) 令和8年度分(事業開始予定日から)の資金計画を記入してください。

(※) 「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

(※) 資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある(予定している)場合、次頁「4-2. 金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック(✓)してください。

(※) 本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金(国、都道府県、市町村)の支給を受ける(予定)／受けている場合、「4-3. 他の補助金等の利用状況」を記入してください。

※ 金額は、消費税込・千円未満切り上げで記載してください。

※ 「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額は一致させてください。

4-2. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金【金額：6,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
✓	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名: 日本政策金融公庫
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金【金額：10,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名:
✓	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名: ●●銀行
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
✓	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

(※)複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「4. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

4－3. 本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日

5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目	令和8年 4月 加工場改修、ホームページ制作 5月 <u>3名雇用(常用2名、パート1名)</u>、新規雇用者への実務研修開始 6月 加工開始 7月 販売開始 令和8年 1月 新商品開発開始、展示会・商談会等へ出展
2年目	令和9年 4月 既存商品の増産 11月 1名雇用(パート)、展示会・商談会等のイベントに出展 新商品販売開始
3年目	令和10年 耕作面積拡大、商品の増産 <u>加工場に(常用)1名雇用</u> 展示会・商談会等のイベントに出展 オンライン広告宣伝・販売を強化
4年目	
5年目	

(※)1年目は令和8年度分(交付決定日から)の事業内容を記載してください。

(※)本交付金(補助金)の事業計画期間が1～3年の場合は3年間分の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は、5年間分の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定(✓)してください。						
		① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)					
		② 経常利益					
	✓	③ 売上高					
事業者の整理がしやすい月で区切って構いません。(決算月、自治体の会計年度等)							
(単位: 千円)							
業績評価指標 達成計画 (※)	直近年度 R7 年 1 月 ~R7 年 12 月期	1年度目 R8 年 1 月 ~R8 年 12 月期	2年度目 R9 年 1 月 ~R9 年 12	3年度目 R10 年 1 月 ~R10 年 12	4年度目 年 月~	5年度目 年 月~	6年度目 年 月~
① 付 加 価 値 額							
(営業利益)							
(人件費)							
(減価償却費)							
② 経 常 利 益							
③ 売 上 高		5,000	13,000	15,000			

※事業拡大の場合

【例 1】本土の事業所が事業拡大により、佐渡市に事業所を設置する場合
⇒佐渡市の事業所における数値を記載。本土分を含めない。

直近年度は、本土の事業所(既存事業)の数値を記載。

【例 2】佐渡市の事業所が新事業(新分野)に進出する場合

⇒新事業分の数値を記載。既存事業分を含めない。

直近年度は、既存の事業分の数値を記載。

【例 3】佐渡市の事業所が規模・能力拡大を行う場合

⇒既存事業分を含めた数値(会社全体)を記載。

直近年度は、既存事業分の数値を記載。

(※) 上記「業績評価指標」で設定した指標(①~③のいずれか)について、数値目標を記入してください。

なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成 計画	直近年度 R7 年 3 月末	1年度目 R8 年 3 月末	2年度目 R9 年 3 月末	3年度目 R10 年 3 月 末	4年度目 年 3 月末	5年度目 年 3 月末	6年度目 年 3 月末
特定有人国 境離島地域 全体におけ る雇用者数	5 人	8 人	9 人	10 人			
うち、雇用 機会拡充 事業にお ける雇用 者数	5 人	8 人	9 人	10 人			

直近年度の雇用者数は、P21 の「う
ち、特定有人国境離島地域全体にお
ける雇用者数」と同じ。1 年度目以降
は累積の人数

当該年度における「雇用創出人数」と直
近年度の「うち、雇用機会拡充事業にお
ける雇用者数」の合計人数

(※) 補助事業の実績報告書に記載できる雇用人数は 2 月末までに雇用した方のみとなります。

※ 本交付金(補助金)の事業計画期間が1~3年の場合は3年度目まで記載してください。

事業計画期間が3年を超える申請の場合は、5年度目まで記載してください。

7. 事業計画期間に係る経費（複数年度にわたる事業計画者のみ記載してください。）

（単位：千円）

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
設備費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場設備 1,235 絞汁機等 3,000 冷蔵庫 1,000	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	5,235					
改修費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場改修 3,000	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	3,000					
その他	7,910	6,789	7,890			
合 計	16,145	6,789	7,890			

※ 金額は、消費税抜・千円未満切り上げで記載してください。

※ 複数年度にわたる事業計画者のうち、本交付金（補助金）の事業計画期間が3年以下の場合は3年度目まで記載してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は、5年度目まで記載してください。

【参 考】

1 従業員の区分について

従業員とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とする。

● 個人事業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

● 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

● 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

● 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

● 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

● 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

● 臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

● 派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

※事業分類については、総務省の経済センサスの産業分類一覧をご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/bunrui.html>